

# 豊橋市立中野小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から些細な兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が「たくましく生きる力を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくり」をすすめる。

## 2 いじめ防止対策組織

いじめ防止対策組織としては、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

### 【生活サポート委員会（いじめ防止対策組織）の構成】

校長、教頭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、養護教諭、生活サポート主任、特別支援コーディネーター、該当学年主任、該当担任（場合によって、SC、SSW）

### (1)「生活サポート委員会（いじめ防止対策組織）」の役割

#### ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

#### イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性があるいじめ防止対策に努める。

#### ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や学校評価結果等を発信する。

#### エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、保護者、関係機関と連携して、継続した支援を行う。

## 3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定「豊橋市いじめ防止基本方針」（R7.5.1 修正）および

「いじめの予防，早期発見・早期対応マニュアル」「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

### (1) いじめの未然防止の取り組み

- ア いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し，すべての児童が安心でき自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開していく。
- イ 「わかる授業」づくりに努め，児童の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより，いじめを生まない人間関係や学校風土をつくる。
- ウ 教育活動全体を通して，道徳教育・人権教育の充実を図るとともに，体験活動を推進し，命の大切さ，相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 「いじめは絶対に許さない」という信念をもたせることで，いじめをやめさせたいと思う心を育み，児童の自主的，主体的な活動による自浄力を高める。
- オ 教職員が確かな人権感覚をもち，性的マイノリティに対する偏見をなくすとともに，性別に関する冗談やからかいを慎む。
- カ 情報モラル教育を推進し，児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め，ネットいじめの加害者，被害者とならないよう継続的に指導する。

### (2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 児童の心身の状況や変化を的確につかむ健康観察を行う。また，児童との日常の交流を大切にし，日記や連絡帳，個人面談，休み時間の雑談等，日頃から児童に寄り添う姿勢をもち続けるよう努め，児童や保護者との信頼関係を築く。
- イ 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人一人の児童を見守り，情報を共有する。特に，学年内での日頃の情報共有を大切にし，報告・連絡・相談・確認を重視する。
- ウ 学校生活アンケート（6月，10月，1月），簡易アンケート（4月，3月を除く毎月）と相談週間を設け個人面談を実施し，情報収集と早期発見に努める。必要であれば担任以外の教育相談も実施する。
- エ 養護教諭やSC等を含め，児童生徒が相談したいときにすぐに応えられるよう，校内の教育相談機能の向上に努める。相談室の整備等，児童が相談しやすい環境を整える。
- オ 情報モラル教育の充実を図るとともに，インターネットやSNSによるいじめ，下校後のいじめにも注意を払う。
- カ 地域から情報が得られるような体制を構築し，早期発見に役立てる。

### (3) いじめの早期対応

- ア いじめの発見・通報を受けたら，速やかに生活サポート委員会を中心に組織的に対応する。特定の教職員へ負担がかからないよう留意する。

いじめを受けた児童への支援	いじめを行った児童への支援
<ul style="list-style-type: none"><li>・もともと信頼関係ができていた教職員が対応し，「最後まで絶対に守る」という意思を伝える。</li><li>・児童の意向を汲みながら，学校生活の具体的なプランを立てる。</li><li>・心のケアや登下校・休み時間の見守り等，安全で安心できる環境づくりに努める。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・事態の深刻さを認識させ，いかなる事情があっても，いじめは絶対に許されないことを伝える。</li><li>・安易な謝罪で済ませず，相手の心の痛みを理解させ，誠意をもって心から謝罪ができるように指導する。</li><li>・いじめに至った要因や背景を踏まえ，立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的に行い，自らの生き方をじっくり考えられるよう促す。</li></ul>

- イ いじめを通報・相談した児童のプライバシーを確実に守る。勇気をもって通報した行動を認め、通報・相談してきた児童の安全を確保する取り組みを徹底する。
- ウ 周囲への児童に対しては、自分たちのこととして問題を捉えさせ、いじめの傍観者にならず、いじめ問題の解決に向けた一歩を踏み出す勇気もてるようにする。
- エ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、関係機関との連携も視野に入れて対応する。特に、ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

#### 4 自殺・重大事態につながる可能性がある場合の対応

- ア 校長のリーダーシップの下、直ちに「生活サポート委員会」を開き、「豊橋市いじめ防止基本方針」(R7.5.1 修正)「子どもの自殺予防マニュアル」(H25 年度市教委策定)に基づき、事実関係や今後の方針についての情報を共有する。
- イ 直ちに教育委員会に報告して情報を共有し、連携して対応する。
- ウ 全教職員が危機感をもって速やかに当該児童の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、SC、各種相談機関等との連携を図る。

#### 5 重大事態への対処

いじめ重大事態とは、

- ・いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合  
生命・心身・財産重大事態 (法第28条第1項第1号)
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合  
不登校重大事態 (同条第2項)

生命・心身・財産重大事態については、いじめ又はその疑いが確認された場合、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する必要がある。例えば次のような場合が考えられる。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより転学等を余儀なくされた場合

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし【重大事態発生時の調査対応図】(次ページ)に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「中野小いじめ調査委員会」を設置し、教育委員会と連携をはかり、対処を行う。

〈中野小いじめ調査委員会〉  
 校長、教頭、教務主任、校務主任、生活サポート主任、学年主任、生徒指導主任  
 特別支援コーディネーター、該当担任(教育相談員・SC・SSW・警察・豊橋市教育委員会)

- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

#### 6 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル(PLAN→DO→CHECK-ACTION)で見直し、実効性のある取り組みとなるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取り組みの評価及び保護者への学校評価アン

ケートを年に1回実施（12月）し、生活サポート委員会でいじめに関する取り組みの検証を行う。

## 7 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」は年度当初にホームページに掲載し保護者への周知を図る。
- (3) 長期休業の前後に指導を行い、休業中のいじめ防止や早期発見に取り組む。

### 【 重大事態発生時の調査対応図 】

